

プロジェクト リース

項目 公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2023 年 5 月 2 日に、企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」、企業会計基準適用指針公開草案第 73 号「リースに関する会計基準の適用指針（案）」及びその他の会計基準等の改正案（以下「本公開草案」という。）を公表した。¹
2. 本公開草案に対するコメントは 2023 年 8 月 4 日に締め切られ、45 通のコメント・レター（団体等 32 通、個人 13 通）が寄せられた。当委員会では、本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。
3. 資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。

公開草案を再度公表することの必要性

4. 公益財団法人財務会計基準機構「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 20 条第 5 項では、以下のとおり記載されている（文中の「委員会」とは、「企業会計基準委員会」を指す。）。このため、本公開草案の公表以後に修正した項目について、公開草案を再度公表する必要性の有無を検討する必要がある。

企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。

5. 本公開草案の開発にあたっては、借手のすべてのリースについて資産及び負債を計上し、借手の費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と整合性を図ることとしており、その際、IFRS 第 16 号のすべての定めを取り入れるのではなく、主要な定めの内容のみ取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 任意適用企業が IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となる会計基準とすることを基本的な方針としていた（会計基準 BC13 項及び適用指針 BC4 項）。あわせて、国際的な比較可能性を大きく損なわせない範囲で代替的な取扱いを定める、又は、経過的な取扱いを定め

¹ 本資料では、企業会計基準「リースに関する会計基準」を「会計基準」、企業会計基準適用指針「リースに関する会計基準の適用指針」を「適用指針」として表記している。

るなど、実務に配慮した方策を検討することを基本的な方針としていた（会計基準 BC13 項及び適用指針 BC5 項）。

6. また、貸手については、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）との整合性を図る点並びにリースの定義及びリースの識別を除き、基本的に企業会計基準第 13 号の定めを踏襲することを基本的な方針としていた（会計基準 BC13 項及び適用指針 BC98 項）。
7. この点、本公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、専門委員会及び企業会計基準委員会において審議を行った結果、開発にあたっての基本的な方針については変更していない。
8. 一方、本公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、主要ではない部分について一部追加や明確化等を行うように、主に以下の点について変更を行っている。

(1) 取扱いの変更

- ① 鉱物、石油、天然ガス等を探査する又は使用する権利の取得の適用範囲からの除外（会計基準第 3 項(3)）
- ② 短期リースの注記の簡便的な取扱いの削除（適用指針第 100 項）

(2) 会計処理等の選択枝の追加

① 国際的な会計基準との同様の取扱いを認める選択の追加

(ア)貸手のリース期間について IFRS 第 16 号と同様の取扱いの選択枝の追加(会計基準第 16 項及び第 32 項)

(イ)短期リースの適用単位及びリースを構成しない部分とリースを構成する部分の区別の例外の適用単位の追加（会計基準第 29 項及び適用指針第 20 項）

(ウ)一定の要件を満たす貸手のオペレーティング・リースについてリースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分を合わせて会計処理の単位とする例外の追加（適用指針第 14 項及び第 15 項）

(エ)企業結合における取得原価の配分の例外の追加(企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（以下「結合分離適用指針」という。）第 61-2 項及び第 61-3 項)

② 従来が取扱いの選択を認める追加

(ア)貸手による知的財産のライセンスの供与の適用範囲の例外の追加(会計基準第 3 項(2)ただし書き)

(イ)少額リースの判定にあたりいわゆる 300 万円基準における判定期間の例外の追加及び維持管理費用相当額を控除する取扱いの追加(適用指針第 23 項)

(ウ)経過措置の追加(利息相当額の配分の例外(利子込法及び定額法)に関する経過措置(適用指針第 121 項)、短期リース及び少額リースに係る経過措置(適用指針第 122 項)、土地及び建物を一括でリースしている場合の経過措置(適用指針第 123 項))

(3) 取扱いの明確化(主なもの 16 件。別紙参照)

9. 前項に記載の本公開草案の提案からの変更の多くは、会計処理等の選択肢の追加及び取扱いの明確化に係るものである。これらの変更に関する検討(詳細は別紙参照)は以下のとおりであり、本公開草案の提案からの変更の全体を見ても本公開草案の提案の骨子を変えるものではないと考えられる。

(1) 前項(1)①の取扱いの変更については、リース会計基準の開発を国際的な会計基準と整合性のあるものとする取組みとして行っているものであり、国際的な会計基準との整合性を図る変更であるため、本会計基準の開発方針と整合している。また、会計基準の適用範囲から除外しても現行実務は確立していると考えられるため、実務上の支障もないと考えられる。このため、仮に再公開草案を公表したとしても、本公開草案にコメントを提出しなかった関係者及び本公開草案に寄せられたコメントと同様の意見を持つ関係者の双方から異論は聞かれまいと考えられる。したがって、当該変更に伴い公開草案を再度公表する必要性はないと考えられる。

(2) 前項(1)②の取扱いの変更については、財務諸表利用者からの短期リースに係る費用の金額に少額リースに係る費用の金額を合算した金額で注記すべきではないとの指摘を踏まえ提案を変更するものである。また、併せて短期リースかつ少額リースとなるリースに係る注記は記載することを要しないことを明確化しており財務諸表作成者の実務負担に配慮された取扱いとなっている。このため、仮に再公開草案を公表したとしても、本公開草案にコメントを提出しなかった関係者及び本公開草案に寄せられたコメントと同様の意見を持つ関係者の双方から異論は聞かれまいと考えられる。したがって、当該変更に伴い公開草案を再度公表する必要性はないと考えられる。

(3) 前項(2)①の国際的な会計基準との整合性を踏まえ会計処理等の選択肢の追加を行うものについては、公開草案に寄せられたコメントに対応して、実務に配慮した方策として国際的な比較可能性を大きく損なわせない範囲で代替的な取扱い又は経過的な取扱いを定めたものである。リース会計基準の開発を国際的な会計基準と整合性のあるものとする取組みとして行っているものであり本会計基準の開発方針と整合していると考えられるため、仮に再公開草案を公表したとしても、本公開草案にコメ

ントを提出しなかった関係者及び本公開草案に寄せられたコメントと同様の意見を持つ関係者の双方から異論は聞かれたいと考えられる。したがって、当該選択肢の追加に伴い公開草案を再度公表する必要性はないと考えられる。

(4) 前項(2)②の会計処理等の選択肢の追加のうち従来の取扱いの選択を認めるものについては、選択肢の追加により実務上の影響が生じないと考えられるため、仮に再公開草案を公表したとしても、本公開草案にコメントを提出しなかった関係者及び本公開草案に寄せられたコメントと同様の意見を持つ関係者の双方から異論は聞かれたいと考えられる。したがって、当該選択肢の追加に伴い公開草案を再度公表する必要性はないと考えられる。

(5) 前項(3)の取扱いの明確化については、簡素で利便性が高い会計基準として財務諸表作成者に判断を求めることとしていたが、適用を容易にする観点から一部について明確化を行ったものである。これらの明確化は IFRS 第 16 号における定めやこれまでの実務慣行等に沿って明確化を行ったものであるため基本的には本公開草案の提案の内容を変更するものではないと考えられる。したがって、当該明確化に関して公開草案を再度公表する必要性はないと考えられる。

10. 前項に記載のとおり、本資料第 8 項(2)の選択肢の追加は、会計基準の適用を容易にする点で財務諸表作成者にメリットがある一方、財務諸表の比較可能性が損なわれる可能性がある点で財務諸表利用者にデメリットが生じ得ると考えられる。

この点、本資料第 8 項(2)で追加している会計処理等は、基本的には本公開草案の骨子にかかわるものではなく、かつ、国際的な会計基準及び現行の企業会計基準適用指針第 16 号で認められている範囲の取扱いを取り入れるものであることから、財務諸表の比較可能性を大きく損なわせるものではないと考えられる。

11. 本資料第 5 項から前項までの検討の結果、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。

以上

別紙 公開草案の提案から変更を行った主な項目に関する検討

1. 本資料第5項の個々の項目についての検討結果は、以下のとおりである。

項目	公開草案での提案	コメントへの対応	再公開草案の必要性
(1) 取扱いの変更			
① 鉱物、石油、天然ガス等を探査する又は使用する権利の取得の適用範囲からの除外（会計基準第3項(3)）	鉱物、石油、天然ガス等を探査する又は使用する権利の取得について適用範囲から除外していなかった。	鉱物、石油、天然ガス等を探査する又は使用する権利の取得について、会計基準の適用範囲から除外することとした。	リース会計基準の開発が国際的な会計基準と整合性のあるものとする取組みとして行っているものであり、国際的な会計基準との整合性を図る変更であるため、本会計基準の開発方針と整合している。また、会計基準の適用範囲から除外しても現行実務は確立していると考えられるため実務上の支障もないと考えられる。したがって、当該変更に伴い公開草案を再度公表する必要性はないと考えられる。
② 短期リースの注記の簡便的な取扱いの削除（適用指針第100項）	短期リースに係る費用の金額に少額リースに係る費用の金額を合算した金額で注記することができることとしていた。	短期リースに係る費用の金額に少額リースに係る費用の金額を合算した金額で注記することのできるなどの例外的な取扱いは削除することとした。	財務諸表利用者からの短期リースに係る費用の金額に少額リースに係る費用の金額を合算した金額で注記すべきではないとの指摘を踏まえ提案を変更するものである。また、併せて短期リースかつ少額リースとなるリースに係る注記は記載することを要しないことを明確化しており、財務諸表作成者の実務負担にも配慮された取扱いとなっている。したがって、当該変更に伴い公開草案を再度公表する必要性はないと考えられる。
(2) 会計処理の選択肢の追加			
① 国際的な会計基準と同様の取扱いを認める選択の追加			
(ア) 貸手のリース期間について	貸手のリース期間については、企	貸手のリース期間について、借手	本公開草案に寄せられたコメントに対応して、貸手のリース期間

項目	公開草案での提案	コメントへの対応	再公開草案の必要性
IFRS 第 16 号と同様の取扱いの選択肢の追加(会計基準第 16 項及び第 32 項)	業会計基準第 13 号の定めを引き継ぐこととしていた。	のリース期間と同様に決定する方法も選択できることとした。	について延長又は解約オプションの行使可能性の判断が困難である中で当該判断を行うことができる財務諸表作成者に対して国際的な会計基準と同様の取扱いを妨げる理由がないことから IFRS 第 16 号と同様の取扱いの適用を追加で認めるものであり、取扱いの選択を認めることにより財務諸表の比較可能性は大きく損なわれまいと考えられるため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
(イ)短期リースの適用単位及びリースを構成しない部分とリースを構成する部分の区分の例外的な適用単位の追加(会計基準第 29 項及び適用指針第 20 項)	短期リースについての例外的な取扱い並びにリースを構成する部分とリースを構成しない部分の区分の例外的な取扱いについて、対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目ごとに適用を選択することとしていた。	左記に加えて、性質及び企業の営業における用途が類似する原資産のグループごとに例外的な取扱いの適用を選択できることとした。	本公開草案に寄せられたコメントに対応して IFRS 第 16 号と同様の取扱いを適用することを追加で認めるものであり、当該取扱いを適用しても例外的な取扱いの適用単位が大きく変わるものではなく、取扱いの選択を認めることにより財務諸表の比較可能性は大きく損なわれまいと考えられるため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
(ウ)一定の要件を満たす貸手のオペレーティング・リースについてリース	貸手がリースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分を区分して会	一定の要件を満たす場合に、貸手は、契約ごとにリースを構成する部分と関連する	本公開草案に寄せられたコメントに対応して米国会計基準の定めを参考に限定的な領域の代替的な取扱いの適用を追加で認めるものであり、取扱いの選択を認

項目	公開草案での提案	コメントへの対応	再公開草案の必要性
を構成する部分と関連するリースを構成しない部分を合わせて会計処理の単位とする例外の追加(適用指針第14項及び第15項)	計処理の単位とすることを求めていた。	リースを構成しない部分を合わせて会計処理の単位として取り扱うことができることとした。	めることにより財務諸表の比較可能性は大きく損なわれないと考えられるため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
(エ) 企業結合における取得原価の配分の例外の追加(結合分離適用指針第61-2項及び第61-3項)	—	使用権資産及びリース負債について企業結合日の時価を算定することの困難さを踏まえ、リース負債は企業結合日現在で新規のリースであったかのように残りの借手のリース料の現在価値を基礎として取得原価の配分額を算定できることなどを追加した。	本公開草案に寄せられたコメントに対応してIFRS第3号「企業結合」の定めを参考に代替的な取扱いの適用を追加で認めるものであるため、現行の時価を基礎として取得原価を配分する取扱いに従った会計処理を行うことも可能である。このため、仮に公開草案又は再公開草案を公表したとしても、本公開草案にコメントを提出しなかった関係者及び本公開草案に寄せられたコメントと同様の意見を持つ関係者の双方から異論は聞かれまいと考えられる。したがって、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
② 従来の取扱いの選択を認める追加			
(ア) 貸手による知的財産のライセンスの供与の適用範囲の例外の追加(会計基準第3項)	収益認識会計基準の範囲に含まれる貸手による知的財産のライセンスの供与は会計基準の適用対象としないも	製造又は販売以外を事業とする貸手が、当該貸手による知的財産のライセンスの供与について本会計基準を適用	本公開草案に寄せられたコメントに対応し、現行実務と同様の会計処理の選択を追加で認めるものであり、リースを専ら金融取引として利用している貸手が知的財産のライセンス供与について収益認識会計基準に従って会計

項目	公開草案での提案	コメントへの対応	再公開草案の必要性
(2) ただし書き)	のとしていた。	することができ ることとした。	処理を行うことの有用性は乏しく、取扱いの選択を認めることにより財務諸表の比較可能性は大きく損なわれないと考えられるため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
(イ) 少額リースの判定にあたりいわゆる 300 万円基準における判定期間の例外の追加及び維持管理費用相当額を控除する取扱いの追加 (適用指針第 23 項)	少額リースに関する簡便的な取扱いの適用単位と判定について、借手のリース料に基づいて判定することとしていた。	借手のリース料について、契約上、契約に定められた期間に貸手に支払うリース料によることができることとした。また、当該借手のリース料から維持管理費用相当額の合理的見積額を控除することができることとした。	本公開草案に寄せられたコメントに対応して、重要性の乏しいリースに係る企業会計基準適用指針第 16 号の取扱いの継続適用などを認めたものであり、取扱いの選択を認めることにより情報の有用性に与える影響は乏しいと考えられるため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
(ウ) 経過措置の追加 (適用指針第 120 項から第 123 項)	—	重要性の乏しいリースについて適用初年度以前の次の会計処理の継続適用を認めることとした。 ・利子込法又は利息相当額の定額法 ・通常の賃貸借処理に準じた会計処理 また、遡及適用しない場合に比較情報の開示は従	重要性の乏しいリースについての適用初年度以前の会計処理の継続適用については本公開草案に寄せられたコメントへの対応として重要性の乏しいリースに関する経過措置を定めるものであること、また、開示の経過措置は他の会計基準で定めている取扱いを明確化するために追加するものであることから、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。

項目	公開草案での提案	コメントへの対応	再公開草案の必要性
		来の開示とすることを認めることとした。	
(3) 取扱いの明確化			
① 貸手のリース期間に係る解約不能期間の明確化（会計基準第16項(2)及び第32項）	解約不能リース（適用指針第60項）との関係で、解約不能期間に事実上解約不能と認められる期間を含むことが必ずしも明らかではなかった。	貸手のリース期間の定義及び決定方法の定め、解約不能期間に事実上解約不能と認められる期間を含むことを記載した。	企業会計基準適用指針第16号で定められていた内容に従い貸手のリース期間について明確化を図ったものであり、公開草案の提案内容を変更するものではないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
② 使用権資産の取得原価の範囲の明確化（会計基準第33項及び適用指針第18項）	リース負債にリース開始日までに支払った借手のリース料及び付随費用を加算し使用権資産を計上することを定めていた。	借手のリース料及び付随費用に加えて、資産除去債務に対応する除去費用を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除することを会計基準の本文に記載した。	本公開草案に寄せられたコメントに対応して、本適用指針案で定めていた資産除去債務に対応する除去費用の取扱いを会計基準にも記載し、また、リース・インセンティブについてIFRS第16号と同様の取扱いを記載したものであり、公開草案の提案内容を変更するものではないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
③ 将来の業績等により変動する使用料の明確化（会計基準BC29項）	-	貸手においては、市場における賃貸料の変動を反映するように当事者間の協議をもって見直されることが契約条件で定められているリース料が将来の業績等により変動する使	本公開草案に寄せられたコメントに対応して企業会計基準適用指針第16号の取扱いを踏襲する公開草案の意図に従い従来の取扱いの記載を追加したものであるため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。

項目	公開草案での提案	コメントへの対応	再公開草案の必要性
		用料に含まれず、貸手のリース料に含まれると考えられることを会計基準の結論の背景に記載した。	
④ 短期リースの定義の明確化（適用指針第 4 項(2)）	公開草案では、短期リースに購入オプションを含むか否かを明示していなかった。	「短期リース」とは、リース開始日において、購入オプションを含まないものであることを明確にした。	公開草案に寄せられたコメントに対応して短期リースの取扱いが IFRS 第 16 号と同様の取扱いとなるように明確化を図ったものであり、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
⑤ 借手のリース期間に含まれない再リースの取扱いの明確化（適用指針第 52 項）	借手は、リース開始日及び直近のリースの契約条件の変更の発効日において再リース期間を借手のリース期間に含めないことを決定した場合、会計基準第 41 項及び第 42 項にかかわらず、再リースを当初のリースとは独立したリースとして会計処理を行うことができることしていた。	リース開始日及び直近のリースの契約条件の変更の発効日に再リースを借手のリース期間に含めるかについて会計基準第 31 項に基づき決定することを明確化することとした。	公開草案に寄せられたコメントに対応して再リースについても会計基準第 31 項に基づき借手のリース期間を決定することが明確になるように修文したものであり、公開草案の提案内容を変更するものではないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
⑥ セール・アンド・リースバック取引について金融	本公開草案では、収益認識会計基準等他の会計基	判定要件及びその適用関係が明確になるように	本公開草案に寄せられたコメントに対応して、判定要件及びその適用関係が明確になるように適

項目	公開草案での提案	コメントへの対応	再公開草案の必要性
取引として取扱う場合の要件の明確化（適用指針第55項、第56項及びBC94項）	準に従い資産の譲渡が売却に該当しない場合とリースバックがフルペイアウトに該当する場合の判定要件及び当該判定要件の適用関係が必ずしも明らかではなかった。	適用指針の本文を修正した。	用指針の本文を修正したものであり、公開草案の提案内容を変更するものではないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
⑦ 貸手のファイナンス・リースについての基本となる会計処理及び貸手が事業の一環以外で行うリースの会計処理の明確化（適用指針第71項及び第72項）	貸手の基本となる会計処理についての適用区分が企業会計基準適用指針第16号の取扱いと必ずしも整合的ではなかった。また、貸手が事業の一環以外で行うリースの取扱いが明らかではなかった。	貸手が事業の一環で行うリースについては、製造又は販売を事業とする貸手か否かで判断するように修正した。また、貸手が事業の一環以外で行うリースの会計処理について明らかにした。	本公開草案に寄せられたコメント及び審議の過程で聞かれた意見に対応して貸手の基本となる会計処理の適用区分を企業会計基準適用指針第16号と整合的になるように修正し、また、貸手が事業の一環以外で行う限定的な領域の会計処理の明確化を行ったものであるため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
⑧ 貸手のオペレーティング・リースについて貸手のリース期間に無料賃借期間がある場合の定め の明確化（適用指針第82項）	貸手は、オペレーティング・リースによる貸手のリース料について、貸手のリース期間にわたり原則として定額法で計上することと していた。	貸手が貸手のリース期間について会計基準第32項(2)を適用して決定する場合に当該貸手のリース期間に無料賃借期間が含まれるときは、貸手は、契約期間における使用料の総	審議の過程で聞かれた意見に対応して現行の実務とも整合的であり、かつ、リースの経済的実態を示す会計処理となるように会計処理を明確化したものであるため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。

項目	公開草案での提案	コメントへの対応	再公開草案の必要性
		額について契約期間にわたり計上することとした。	
⑨ サブリースに伴う損益に総額表示を認める取扱いの追記（適用指針第 89 項）	中間的な貸手のサブリースがファイナンス・リースに該当する場合、計上されたリース投資資産又はリース債権と消滅を認識した使用権資産との差額は、純額で損益に計上する定めのみを置いていた。	中間的な貸手のサブリースがファイナンス・リースに該当する場合の収益の計上について、総額での計上も認められることを明らかにした。	本公開草案に寄せられたコメント及び審議の過程で寄せられた意見に対応してリースの経済実態から収益の総額計上を行うことが適切である場合の会計処理を明確化するものであるため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
⑩ 短期リースかつ少額リースの注記の取扱いの明確化（適用指針第 100 項）	短期リースが少額リースにも該当する場合の費用の発生額が含まれる科目及び当該発生額の注記の要否について明らかではなかった。	短期リースかつ少額リースに該当する場合には、短期リースの注記に含めることを要しないこととした。	本公開草案に寄せられたコメントに対応して、重要性の乏しい短期リースかつ少額リースとなるリースに係る注記は記載することを要しないことを解釈上のばらつきが生じないように明確化したものであり、財務諸表作成者の実務負担に配慮もしているため、公開草案を再度公表する必要性はないと考えられる。
⑪ 適用指針第 55 項を適用して会計処理したセール・アンド・リースバック取引の注記の明確化（適用指針第 101 項(1)②）	適用指針第 55 項を適用して会計処理したセール・アンド・リースバック取引の注記について担保資産の注記に記載するかどうか	本適用指針第 55 項を適用して、会計処理を行った資産について、同項を適用して会計処理を行った資産がある旨並びに当該資産の	本公開草案に寄せられたコメントへの対応としてセール・アンド・リースバック取引について金融取引として会計処理を行う場合の注記事項を明らかにしたものであり、担保資産の注記を参考にその範囲内で必要と考えられる注記事項を定めたものである

項目	公開草案での提案	コメントへの対応	再公開草案の必要性
	明らかではなかった。	科目及び金額の注記をリースに関する注記の中で記載することを明確化した。	ため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
⑫ 適用初年度の期首より前に締結されたセール・アンド・リースバック取引に係る価格調整の取扱いに関する経過措置の明確化（適用指針第126項(2)）	—	売手である借手は、適用初年度の期首より前に締結されたセール・アンド・リースバック取引について資産の譲渡価額が明らかに時価ではない場合等の取扱いを適用しないことを追記した。	売手である借手による資産の譲渡について、収益認識会計基準などの他の会計基準等に基づき売却に該当するかどうかの判断を見直すことは行わない中で、既に完了している取引について遡及的に対価の調整を行う必要がないことを明確化したものであるため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
⑬ ファイナンス・リース取引に分類していたリースの取扱いの明確化（適用指針第131項ただし書き）	—	販売益に重要性がない場合にも、利益剰余金の加減算が求められることになり、意図しない結果を招くことになるため削除することとした。	経過措置で想定していたとおりの定めに変更を行うものであり、変更により関係者に特段の不都合はないと考えられるため、公開草案を再度公表する必要性はないと考えられる。
⑭ 適用初年度の比較情報に関する取扱いの明確化（適用指針第136項及び第137項）	—	適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行わないこと、企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号に定める事	IFRS第16号と同様の経過措置を記載することで、適用初年度の比較情報の取扱いを明確化したものであるため、公開草案を再度公表する必要性はないと考えられる。

項目	公開草案での提案	コメントへの対応	再公開草案の必要性
		項を注記することを明確化した。	
⑮ 「合理的に確実」の閾値の明確（設例含む） （適用指針BC29 項及び設例8-2 から設例8-5）	「合理的に確実」の閾値について米国会計基準の考え方を結論の背景に参考として記載していたが、本会計基準等における考え方は必ずしも明らかではなかった。	本適用指針において「合理的に確実」は、蓋然性が相当程度高いことを示していることを結論の背景に追記し、合わせて設例8について見直しを行った。	結論の背景への記載については本公開草案に寄せられたコメントに対応して「合理的に確実」の閾値の考え方を明確化したものである。また、設例8の見直しについては設例における考え方を明確化したものであり、設例は規範性のないものである。したがって、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
⑯ 借地権の設定に係る権利金の残存価額の設定の要否（適用指針BC54 項）	借地権の設定に係る権利金等の会計処理にあたって残存価額を設定することは想定していなかった。	以下のことを明確化した。 ・借手のリース期間の終了時に残存価額があると認められる場合には残存価額を控除すること ・残存価額の見積りが困難である場合には、残存価額をゼロとすることも考えられること	本公開草案に寄せられたコメントに対応して、より我が国の我が国における借地権の取引慣行を踏まえ実態に即する会計処理となるように残存価額の取扱いの考え方を整理したものであるため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。

以上